

「泉南市子どもの権利に関する条例」改正（案）

現状の「泉南市子どもの権利に関する条例」前文の最後に、以下の内容を追加します。

2025年3月、再びかけがえのない生命と尊厳が喪われることがないように、改めて子どもの権利が擁護、救済されるまちをめざし、条例を改正します。

この条例とともに育ってきた子どもや若者たちが、前文を書き継ぎました。

私たちは12年間を条例のある泉南で過ごし、
子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。

私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。

「どうにもならないこともあるけれど、

人に助けを求めるハードルが低くなった。」

「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」

子どもの権利はやさしく心づよい存在です。

「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。

——権利とともに 私たちとともに——

現状の「泉南市子どもの権利に関する条例」第3章に、以下の内容を新設します。

第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利救済委員会の設置)

第15条 市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するため、第6条第2項に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設けます。

2 市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」に基づき、子どもの権利が侵害されている疑いがもたれるとき、第6条第1項に規定する子どもの権利に根差して救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます。

3 救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。

(救済委員会の職務)

第16条 救済委員会は、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」が具体的に実現されるよう、次の各号を自らの職務として担います。

(1) 前条第2項に基づく相談及び救済の申立てを受けること。

(2) 前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。

(3) 調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。

(4) 前号を受けて講じた措置について、報告を求めること。

(5) 前各号の内容について、必要と認めるときは、その内容を公表すること。

(6) 子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと。

2 救済委員会は、第19条第2項の子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」といいます。）が行う検証及び報告等に資するため、条例委員会に協力するよう努めます。

3 救済委員会は、第1項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します。

(救済委員会に関する市等の責務)

第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし、それ以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。

2 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補佐を行うために、子どもの権利相談員を置きます。

3 市及び子ども施設は、救済委員会の機能が充分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとし、

4 市は、子どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとし、

現状の「泉南市子どもの権利に関する条例」第3章を第4章として、以下の内容に改正します。

第4章 条例の実施と検証

(条例の実施に関する検証と公表)

第19条 市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。

2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者と市民により構成する、条例委員会を設けます。

3 市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。

4 条例委員会は、市民モニターと相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための調査、審議その他の活動を行い、市長に対して必要な報告等を行います。

5 市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。

6 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。